

主

文

被告人兩名をそれぞれ拘禁刑 1 年に処する。

被告人兩名に対し、この裁判が確定した日から 3 年間、それぞれその刑の執行を猶予する。

理

由

【罪となるべき事実】

分離前の相被告人 B、分離前の相被告人 C 及び被告人 X は大阪府巡査部長として、被告人 Y は巡査長大阪府巡査として、いずれも、大阪府警察本部刑事部捜査第四課に勤務し、司法警察員として犯罪捜査等の職務を行い、令和 7 年 7 月 15 日に大阪市（住所省略）において実施した職業安定法違反に関する搜索差押え等の手続に従事していたものであるが、上記 4 名は共謀の上、同日午後 9 時 15 分頃から同月 16 日午前 0 時 12 分頃までの間に、同所において、先に搜索差押許可状に基づいて同法違反の被疑者であった被害者 A から携帯電話機等を差し押さえ、引き続き同携帯電話機のセキュリティロックを解除するため、顔認証による照合を行うとともに、パスコードを確認していた際、同人に対し、前記 B が手に持った同携帯電話機で顔面を複数回殴打し、被告人 X が手で顎をつかんで複数回揺さぶり、手で複数回頭髪をつかんで後方に引っ張るなどし、前記 C が手で数回頭髪をつかんで引っ張り、手で腹部を殴るなどし、被告人 Y が手で複数回頭髪をつかんで後方に引っ張り、手で頭部を殴るなどの暴行を加え、もって警察の職務を行う者が、その職務を行うに当たり、被疑者に対して暴行した。

【量刑の理由】

被告人らは、令状の発付を受けて判示の場所で搜索差押えを行い、差し押さえた携帯電話機のセキュリティロックを解除しようとしていた際、当該事件の被疑者であった被害者に対し、判示各行為に及んだ。被告人らは、「今回の搜索の一番の目的は、携帯電話機の中身を確認して犯行グループの実体を解明することであり、その確認は、遠隔操作によるデータ消去を防ぐため速やかに行う必要があった。」と

いう趣旨の説明をしている。

被告人Xは、「顔認証のロック解除のための身体検査令状の効力で可能と思って髪を引っ張るなどした」など、被告人Yは「差し押さえた携帯電話を奪い取ろうとしてきたので髪を掴んだ」など、それぞれ供述しているが、判示の各行為はいずれも、捜査のため許される有形力行使の範囲を明らかに超えており、身体的な強い苦痛のみならず精神的にも大きな苦痛を与える態様であって、態様は悪い。許される有形力行使の限度について捜査機関内での認識の共有が図られていなかったこと、当然ではあるが私欲を満たすための行為でないことを斟酌しても、各行為に及んだ意思決定に対して非難は免れない。

被告人らに前科がなく、いずれも本件を認めた上で被害者に申し訳なかったと述べ、それぞれ停職処分を受けたのち警察を退職していることも斟酌の上、主文のとおり判決する。

(求刑一被告人兩名につきそれぞれ拘禁刑1年)

令和8年4月30日

大阪地方裁判所第13刑事部

裁判官 水 落 桃 子